平成２９年（フ）第１４９号
長崎県長崎市葉山２丁目15番８号
債務者　渡辺　清彰
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
長崎県長崎市香焼町2133番地３　市営恵里上アパート２棟４
債務者　齋藤　　茂
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５５５号
仙台市青葉区芋沢字大竹原41番地の53
債務者　條　　俊晴
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
宮城県気仙沼市九条521番地44
債務者　相馬　康裕
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第２０９号
茨城県東茨城郡茨城町大字小幡13番地16、前住所神奈川県横浜市中区本牧大里町３番24―302号
債務者　伊藤　正雄
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２２２号
茨城県水戸市渡里町3268番地の45　メゾン高野台203号
債務者　市橋　浩二
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２２４号
茨城県笠間市笠間1416番地１　川俣住宅
債務者　佐藤　礼吉
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２４５号
茨城県常陸太田市金井町3568番地の１　杉商ハイツＡ―201号
債務者　加藤　裕之（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第８１号
茨城県かすみがうら市宍倉871番地１
債務者　今泉　宏美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第９４号
茨城県つくばみらい市絹の台６丁目18番地13
債務者　小川　英章
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第９５号
茨城県つくばみらい市絹の台６丁目18番地13
債務者　小川美惠子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７号
茨城県土浦市西根南２丁目10番23号
債務者　小泉　智世
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４号
茨城県土浦市木田余東台４丁目10番９号
債務者　櫻井　秀郎
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１５４号
茨城県結城市大字結城853番地１　エンブレムＡ203
債務者　稲葉　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２１４号
岐阜市則武東３丁目２番23号、前住所東京都杉並区上高井戸２丁目１番18号　ガーラプレイス八幡山　壱番館　414
債務者　鈴木みなみ
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２９０号
兵庫県加古川市別府町西脇119番地の１東明アパート205号、従前の住所兵庫県明石市二見町東二見475番地の１雇用促進住宅１棟301号
債務者　永田ヨシ子
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６１２５号
東京都板橋区中丸町32―５―402
債務者　小武方　陸
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部